

■**返戻金** 関連条文抜粋

6. 有効期間

- (1)本サービスの有効期間は上記契約締結日より1年間とします。
- (2)解約の申出がない場合には、有効期間満了後1年間自動的に延長されるものとし、その後も解約の申出がない場合は同様とします。

8. 返金

- (1)内定者が内定辞退または内定者側の諸事情を原因とし、客観的合理的かつ社会通念上相当性のある理由に基づき内定取消となった場合、弊社は当該内定者にかかる紹介手数料及び固定報酬全額を貴社に返金します。
- (2)内定者が、本確認書で選択した離職補償プランの期間内に離職した場合は、弊社は離職補償プランのとおり貴社より受領した当該候補者についての紹介手数料を貴社に返金（以下、早期離職補償といいます。）します。ただし、補償料金は本項にかかる返金の対象外です。早期離職が発生した場合、貴社は弊社に早期離職者の離職日から10日以内に退職した旨を通知します。
- (3)指定期間内の再契約の場合は、早期離職補償の対象外とします。

離職保証プラン

- ①入社から30日以内に離職した場合 紹介手数料の70%
- ②入社から31日以降60日以内に離職した場合 紹介手数料の50%
- ③入社から61日以降90日以内に離職した場合 紹介手数料の20%